



10月27日(日)は参議院議員補欠選挙の投票日です

＜投票時間 7:00～20:00＞

■投票できる方

平成13年10月28日までに生まれた方で、令和元年7月9日までに転入の届出をし、引き続き松伏町の住民基本台帳に登録されている方。

■入場整理券の送付

有権者に送付する入場整理券には、投票所や投票時間が記載されています。ご確認のうえ、指定された投票所へ入場整理券をご持参し、投票してください。

■期日前投票について

投票日の当日、仕事や旅行などにより、入場整理券に記載された投票所での投票ができない方は「期日前投票」ができます。

- ▶ 期 間 10月11日(金)～26日(土)
- ▶ 時 間 8:30～20:00
- ▶ 場 所 役場第二庁舎3階 301会議室
- ▶ 持ち物 入場整理券(事前に宣誓書の欄を記入しておく)、受付時間を短縮できます)

■不在者投票について

身体に重度の障がいがある方や、要介護認定を受けていて一定の条件を満たす方は、ご自宅で郵便による「不在者投票」ができます。不在者投票を行うためには別途手続きが必要となりますので、希望される方は早めに申請してください。

■開票について

- ▶ 日時 10月27日(日)20:50～
- ▶ 場所 松伏第二小学校体育館

■投票・開票速報

町ホームページで確認できます。

投票速報 10月27日(日) 9:00頃～

開票速報 10月27日(日) 22:10頃～

問合せ 選挙管理委員会(総務課内)

☎991-1893



10月1日 年金生活者支援給付金制度がはじまります

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。(初回の支払いは12月中旬)

■対象

老齢基礎年金を受給している方

(以下の要件をすべて満たしている必要があります)

- ・65歳以上である
- ・世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

(次の要件を満たしている必要があります)

- ・前年の所得額が約462万円以下である

■請求手続き

①平成31年4月1日以前から老齢・障害・遺族基礎年金を受給している方

日本年金機構から請求手続きのご案内が届きます。同封のハガキ(給付金請求書)を記入し提出してください。

②平成31年4月2日以降に老齢・障害・遺族基礎年金を受給しはじめた方

年金の請求手続きと併せて、年金事務所又は市区町村で請求手続きをしてください。

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。口座番号をお聞きしたり手数料などの金銭を求めたりすることはありません。

問合せ 住民ほけん課 国保年金担当 ☎991-1870
給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092



松伏町史編さん事業について

教育委員会では松伏町の原始時代から現代に至る歴史を調査して、「松伏町史」という本にまとめて未来に残す町史編さん事業を実施しています。この事業の会議や調査結果等(平成31年3月から令和元年8月開催分)をお知らせします。

■事業報告(会議等報告)

町史編集委員会(2月:自然編の仕様協議、各部会事業計画)/考古部会(5月:縮尺率協議・進捗状況確認)/古代中世部会(6・7月:板碑調査・進捗状況確認)/近世部会(6月:章節項見直し・史料選択作業)/近現代部会(4月:分類項目見直し、町内巡検、毎月史料選択作業)/自然部会(5月・7月:自然編体裁協議・進捗状況確認)/石造物絵馬部会(3月～8月:大川戸・金杉地区神社内調査、石造物調査、蓮福寺絵馬調査)(写真)



「松伏町史 文化財編 仏像」を販売中
(定価3,000円)

町内に受け継がれた仏像等340点収録

問合せ 教育文化振興課 社会教育担当
☎991-1873